

柳原地区住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、柳原地区住民自治協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、柳原地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい安心・安全な地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内の各区、その他関係機関等との連絡調整に関すること。
- (2) 地域住民の健康と福祉の増進、文化・教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (3) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (4) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (5) 青少年健全育成に関すること。
- (6) 防災・防犯・交通安全に関すること。
- (7) 社会・人権教育・男女共同参画に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、柳原地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種活動団体等とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市 柳原総合市民センター内に置く。

第2章 組織

(組織)

第6条 本会に、評議委員会を置く。

- 2 本会に、必要に応じて部会を設置することができる。

(評議委員会)

第7条 評議委員会は、評議委員により構成する。

2 評議委員会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、評議委員会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時評議委員会を開催する。

3 評議委員会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 常任評議会の推薦に基づき、協議会の会長、副会長、部会長、事務局長及び監事を選任すること。
- (4) 常任評議会の委員を選任すること。
- (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (6) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

4 評議委員会の議事録は、議長及び予め議長が指名した者2名が署名するものとする。

(常任評議会)

第8条 評議委員会に評議委員の代表者で構成する常任評議会を置く。

2 常任評議会の委員は、評議委員会において選任する。

3 常任評議会は、常設の議決機関であって、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 会長、副会長、部会長、事務局長及び監事を評議委員会に推薦すること。
- (3) 評議決定した事項を会員に周知すること。
- (4) 評議委員会がやむを得ない事情で開催できない場合、評議委員会機能を代行すること。
- (5) その他評議委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項を決定すること。

4 常任評議会の委員の定数は、30人以内とする。

第3章 評議委員

(評議委員)

第9条 評議委員は、住民の代表者、各種活動団体の代表者、学識経験者及び公募により選任された者とする。

2 評議委員の定数は、70人以内とし、一定数の女性委員が参加できるよう努めるものとする。

(評議委員の任務)

第10条 評議委員は、評議委員会または臨時評議委員会において、第7条3項に規定する事項について評議し、決定する。

2 評議委員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べる事が出来る。

(評議委員の任期)

第 11 条 評議委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議委員は再任を妨げず、第 9 条に規定する公募により選任された者は、選任期間から再任を前提とする。

第 4 章 役員

(役員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----|-------------|
| (1) 会長 | 1 名 | |
| (2) 副会長 | 2 名 | (うち 1 名は専任) |
| (3) 監事 | 2 名 | |
| (4) 部会長 | 若干名 | |
| (5) 副部会長 | 若干名 | |
| (6) 区長 | 5 名 | |
| (7) 事務局長 | 1 名 | |

2 会長及び副会長は、常任評議会及び部会の役員を兼務できる。

3 必要に応じて常任評議会の承認を経て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第 13 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、評議委員会及び常任評議会を招集してその議長を指名する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(4) 部会長は、担当部会の運営に当たる。

(5) 副部会長は部会長が指名し、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(6) 区長は、区の代表として本会運営に参画する。

(7) 事務局長は、本会の運営及び活動に関する課題の整理、企画の調整を行うとともに事務局を総括する。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は、1 年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げず、第 9 条に規定する公募により選任された者は、選任期間から再任

を前提とする。

(事務局)

第 15 条 本会の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

- 2 事務局内に、事務局長及び事務局職員を置くことができる。
- 3 事務局職員は、会長が指名する。

第 5 章 会議

(会議の招集)

第 16 条 会議は、評議委員会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

- 2 第 12 条の構成員に限らず、正副会長会及び役員会における構成員は次のとおりとする。
 - (1) 正副会長会
会長・副会長・事務局長
 - (2) 役員会
会長・副会長・部会長・区長・事務局長

(定足数等)

第 17 条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第 6 章 会計

(会計)

第 18 条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(基金及び積立金)

第 19 条 常任評議会の決定により、本会財政の健全な運営に資するため基金を設置し、必要に応じて基金の一部を一般会計又は特別会計に繰り入れることができる。

2 常任評議会の決定により、本会が将来行う事業のための臨時的な支出に備えて積立金を設置し、必要に応じて積立金を一般会計又は特別会計に繰り入れることができる。

(経費)

第 20 条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 22 条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由のない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第 23 条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、評議委員会に報告する。

第 7 章 その他

(雑則)

第 24 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項等に関しては、常任評議会で定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 20 年 5 月 24 日から施行する。
- 2 改正 この会則は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。
- 3 改正 この会則は、平成 22 年 4 月 17 日から施行する。
- 4 改正 この会則は、平成 23 年 4 月 16 日から施行する。
- 5 改正 この会則は、平成 25 年 4 月 13 日から施行する。
- 6 改正 この会則は、平成 26 年 4 月 17 日から施行する。
- 7 改正 この会則は、令和 2 年 4 月 22 日から施行する。
- 8 改正 この会則は、令和 3 年 4 月 21 日から施行する。